

令和 6 年 1 0 月 2 8 日 開 会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

鳥 取 県 西 部 広 域 行 政 管 理 組 合 議 会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

~~~~~

## 日 程

日 時 令和 6 年 1 0 月 2 8 日 ( 月 )

午後 3 時 0 0 分開会

場 所 米子市淀江支所 第 3 会議室

- 1 開 会
- 2 委員長の互選
- 3 副委員長の互選
- 4 協議事件
  - (1) 本会議及び委員会における一時離席について
  - (2) 鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報保護に関する条例の改正について
  - (3) 陳情・請願の取扱いについて
  - (4) 鳥取県西部広域行政管理組合議会会議規則及び鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例の改正について
  - (5) その他
- 5 閉 会

~~~~~

出 席 委 員 (5 名)

委員長	奥 岩 浩 基	副委員長	米 本 隆 記
委 員	今 城 雅 子	委 員	森 岡 俊 夫
委 員	山 路 有		

~~~~~

## 欠 席 委 員 ( 0 名 )

~~~~~

出 席 議 員 (2 名)

議 長	岡 田 啓 介	副議長	永 井 章
-----	---------	-----	-------

～～～～～～～～～～

議 会 担 当 職 員

書 記 長 瀬 尻 か お り 書 記 近 藤 隆

～～～～～～～～～～

○臨時委員長の選出

○岡田議長 本日は、お忙しいところお集まりをいただきまして、ありがとうございます。

本日の議会運営委員会は、議会閉会中の9月1日の委員改選後、初めての委員会であり、正副委員長ともに空席でございますので、組合議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長として招集させていただきました。

委員長が互選されるまでの間の臨時委員長でございますが、組合議会委員会条例第8条第2項の規定により、年長の委員であります山路委員にお願いしたいと思います。

それでは、山路委員、よろしくお願いをいたします。

～～～～～～～～～～

1 開 会

(午後3時00分 開会)

○山路臨時委員長 ただいま御指名をいただきました山路でございます。

委員長が互選されるまでの間、臨時委員長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより議会運営委員会を開会いたします。

～～～～～～～～～～

2 委員長の互選

○山路臨時委員長 早速でございますが、日程第2、委員長の互選に入りたいと思います。まず、委員長の互選について、担当から説明をお願いいたします。瀬尻書記長。

○瀬尻書記長 組合議会委員会条例第7条第2項によりますと、正副委員長は委員会において互選すると規定されておりますが、過去の例で申し上げますと、委員長は、これまで、米子市議会選出の委員が務めてき

ておられています。

以上でございます。

○山路臨時委員長 ただいま、瀬尻書記長から、委員長は米子市議会選出の委員が務めてこられた経緯があるとの報告がありました。

引き続き、米子市議会選出の委員を御推選いただくことで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○山路臨時委員長 御異議がないようですので、どなたか委員長を御推選いただきたいと思います。今城委員。

○今城委員 奥岩委員を推選させていただきたいと思います。

○山路臨時委員長 ただいま、委員長に奥岩委員を推選する旨の声がありました。奥岩委員を委員長の当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○山路臨時委員長 御異議がないようですので、奥岩委員を委員長の当選人とすることに決しました。

委員長が決定しましたので、進行を委員長と交代したいと思います。御協力ありがとうございました。

それでは、奥岩委員長、委員長席へお願いいたします。

〔臨時委員長と委員長の席交代〕

○奥岩委員長 ただいま、委員長を拝命いたしました奥岩でございます。

圏域住民の負託に応え、円滑な議事運営に尽力してまいりますので、若輩者ではございますが、皆様、御協力のほうよろしくお願いいたします。

~~~~~

### 3 副委員長の互選

**○奥岩委員長** それでは早速ではございますが、日程第3、副委員長の互選を行いたいと思います。

副委員長互選につきましては、担当から説明をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。瀬尻書記長。

**○瀬尻書記長** 過去の例で申し上げますと、副委員長は、町村議会選出の委員が務めてきておられます。

以上でございます。

**○奥岩委員長** ただいま、担当から、副委員長は、町村議会選出の委員が務めてこられた経緯があるとの報告がありました。

引き続き、町村議会選出の委員を御推選いただくということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○奥岩委員長** 異議ないようですので、どなたか副委員長を御推選いただきたいと思います。山路委員。

**○山路委員** 米本委員を推選いたします。

**○奥岩委員長** ただいま、米本委員を副委員長にということで推選がございましたが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○奥岩委員長** 御異議なしと認めます。つきましては、米本委員に副委員長を務めていただきたいと思います。

米本副委員長、御挨拶をお願いいたします。

**○米本副委員長** 副委員長に指名いただきました米本です。

委員長を補佐して、円滑な議会運営に努めてまいりたいと思います。よろしくをお願いいたします。

~~~~~

4 協議事件

○奥岩委員長 次に、日程第4、協議事件に入りたいと思います。

(1) 本会議及び委員会における一時離席についてを議題としたいと思います。

担当から説明をお願いいたします。瀬尻書記長。

○瀬尻書記長 そうしますと、本会議及び委員会における一時離席について説明させていただきます。こちらは職員に係るものでございます。

組合議会本会議と委員会において体調不良等やトイレによる職員の一時離席については、これを禁止する規定はございません。また、一時離席が認められていないですとか、特別な許可を要するということはございませんが、許可が必要であると認識している職員がいるものと思われます。

過去の例から言いますと、本会議や委員会の最中に離席をする職員は見受けられませんでしたけれども、職員にとっては疾患症状による体調不良や生理現象によるトイレなどが精神的に大きな負担となっていることが考えられます。

つきましては、職員の健康保持等の観点から、やむを得ず疾患症状への対応やトイレに行くことを理由とした職員の一時離席の扱いについて提案させていただきたいと思います。3点ございます。

まず１点目が、組合議会の本会議及び委員会において、疾患症状への対応や生理現象としてやむを得ずトイレに行くことを理由とした一時的な離席は認められること。

２点目が、この場合において議長または委員長の許可は必要としないこと。

３点目が、特段の理由がなく離席することは議事の妨げとなる恐れがあることから厳に慎むこと。

以上３点でございます。説明は以上でございます。

○奥岩委員長 ただいま、担当から御説明がございました。

少し私のほうから補足させていただきますと、こちらの議会につきましては、米子市議会のほうを諸々参考にさせていただいて運営しているという経緯がございまして。

先だって米子市議会のほうでも、こちらのほうが提案されまして、御確認いただいたという経緯がございまして、このたび、こういった形で皆様のほうにお諮りするものでございます。

そういたしますと、御質問等ございましたら受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○奥岩委員長 それでは、ないようでございますので、このように事務を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、協議事件（２）鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例の改正についてを議題としたいと思います。

担当から説明をお願いいたします。瀬尻書記長。

○瀬尻書記長 そうしますと、組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

この条例につきましては、国の個人情報保護法の改正によりまして、国、地方公共団体、民間事業者の個人情報保護に関する法律が一元化されまして、全国的な共通ルールが適用されることになりましたが、地方議会を対象外となったことから、組合議会独自の条例を令和５年４月１日に制定したところでございます。

本条例に違反した者に対して罰則規定を設けておりますけれども、国の刑法が一部改正されまして、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑が創設されましたことに伴いまして、本条例で規定しております刑罰の種類を改正しようとするものでございます。

資料のほうのページをはぐっていただきまして、条例案を提示させていただいております。内容としては懲役を拘禁刑に改正するものでございますので、確認をお願いいたします。

説明は以上でございます。

○奥岩委員長 ただいま、担当から御説明ございました。

先ほどと同じで、私のほうから補足させていただきますと、こちら米子市議会のほうで同様な対応をさせていただいているといった経緯がございます。

そういったしますと、御質問等ございましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですかね。

〔「ありません」と声あり〕

○奥岩委員長 では、ないようですので、こちら今御提案のあったとおり事務を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、協議事件（３）陳情・請願の取扱いについてを議題としたいと思います。

担当のほうから説明をお願いいたします。瀬尻書記長。

○瀬尻書記長 そうしますと、陳情・請願について説明させていただきます。

組合議会では、陳情・請願が２０年近く提出されておられません。明確な取り扱いが確立されていないという状況でございます。今後、提出がないとは限らないため、提出がありました場合に速やかに対応できるよう、取扱いについてある程度の方針を定める必要があるものと考えております。

陳情・請願のいずれも、組合議会会議規則において規定はございますけれども、陳情については、議会運営委員会に諮り議題に供することと決定した陳情書等については請願書の例により処理することとなっております。この規定により進めることとなりますけれども、例えば提出期限をいつにするかですとか、提出者より意見陳述の希望があった場合の対応等を協議していただきたいと考えております。

組合議会が会議規則を準用しております米子市議会の対応を参考に資料３のほうに明記させていただいております。資料３のほうを御覧いただいておりますでしょうか。

米子市議会がほかの市町村と違っている点は、議員より賛同があった陳情のみ委員会に付託し、審査するというものでございます。

流れをちょっと説明させていただきますと、この表のとおりでございますけれども、陳情者よりまず提出がございます。提出期限は開会日の２日前の正午ということでございます。その提出があった際に、個人情報が一覧表等に記載されることの説明ですとか、陳述希望の有無について確認させていただいております。

それから陳情書については議会事務局で受付後、議長決裁を経て全議

員の皆様へ配付することになってございます。

それで議員の賛同がありましたら、まず本会議で所管の委員会に付託後、委員会で審査という流れです。原則、賛同議員の方には賛同理由を説明していただくことになっております。

それから本会議で委員長による審査状況の報告、採決を経まして、陳情者の方へはその結果を通知するということになります。

それから議員の賛同がない場合、こちらは議会運営委員会で説明して確認後、配付にとどめたというところを陳情者の方へ通知させていただくということでした。

なお、陳情者の方からの陳述の希望があった場合、こちらは、委員会を別途開催いたします。各個質問最終日の本会議終了後に委員会を開催いたしまして、そこで参考人招致について諮るということだそうです。

説明は以上でございます。

○奥岩委員長 担当のほうから説明がございました。

こちら、皆様の議会とは取り扱いが少し違うかもしれませんが、米子市議会を参考にしてということで今御説明でございました。

ほかの案件と同様に、米子市議会の取り扱いに沿った形でできたらなというふうに考えておりますが、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。山路委員。

○山路委員 ちょっと確認ですけども、この陳情が、郵送された場合も受付するわけでしょうか。

○奥岩委員長 瀬尻書記長。

○瀬尻書記長 一応、原則持参をお願いしておりますけれども。

(「あ、持参」と山路委員)

郵送の場合は、特に受け付けてはならないというようなことは載せておりませんので、受けざるを得ないかなというところがございますけど、今のところは大体持参で提出していただいているようです。

(「ああ、なるほどね」と山路委員)

○奥岩委員長 山路委員。

○山路委員 町村ではいろいろこのあたりも検討して、郵送されてきた陳情については、例えば村外で郵送されてきたものについては、これは回覧して終ると。付託しないと。委員会に付託しないというふうにはしておりますけども、米子市議会のほうで郵送も受け付けるということであれば、全く問題ない。確認ですので。分かりましたので。

○奥岩委員長 山路委員、確認ということでよろしいですかね。

○山路委員 はい。結構です。

○奥岩委員長 ほか、ございますでしょうか。米本委員。

○米本委員 もう一個聞きたいんですけど、ここ西部広域ですから、西部管内の事柄について陳情あるいは請願があるのは当然だと思うんですが、これが、例えば県下の問題について、例えばごみ処理場ということであった場合、こういったものの受付はどうされますか。

（「ごみ処理ですか」と瀬尻書記長）

例えば、今、問題になっている淀江の産廃とかそういったことになりますけど、例えばそういった動きに対して、例えば中部地区、ちょうどまたぐようなところで問題が出た場合の取り扱い。

西部管内のことになるのかどうなのか分からないというようなところで出てきますよね。

○奥岩委員長 私がお答えしましょうか。

そういたしますと、私のほうからよろしいですかね。米子から出させていただいているもので。

米子市の場合は、先ほど書記長から御説明ございましたとおり、陳情書が提出された場合は記載のとおり受け付けさせていただきまして。

その後、審査をどのようにするんだっていう場合に、賛同議員がついた場合に審査をさせていただきますので、今、米本委員が御質問いただいたように、案件ですとかそういったことに限らず、提出者にも限らず、賛同議員さんがこういった理由で陳情審査をしていただきたいという形であれば審査を受け付けております。お答えになりましたでしょうか。

○米本委員 分かりました。

○奥岩委員長 森岡委員。

○森岡委員 今の関係なんですけども、今、実際に一般廃棄物の最終処分場については、島根県との県境に設置されそうなような感じで動いてますよね。

その中で、安来市のその自治会のほうからね、そういう意見書なりというようなことも考えられますので、陳情は当然出される可能性も十分あるかなというふうに思いますので、県外からの陳情についてのやり取りについてはどうなんでしょうか。

○奥岩委員長 よろしいですかね、私から。

そういたしますと、先ほどの森岡委員の御質問に対してなんですが、米本委員にお答えしたのと同じで、米子市議会の場合は県内の他市町村さん、県外のほかの市町村さんにつきましても同様に、陳情書に対して賛同議員さんがつかれた場合は審査をさせていただいておりますので、今の森岡委員の御質問の場合は、陳情書が提出された場合に賛同議員さんがつかれた場合は審査するという形になるかと思います。森岡委員。

○森岡委員 イメージとしては県内の他市町村の方、それから近隣の、

ここでいえば島根県の方々がその対象になるのかなというふうに思うんですが、先ほどの委員長の説明では、例えば他県の方から同様なものが出たときに、例えば米子市議会の方がどなたかが賛同されたと言え、これは当然その審議の対象になるということで理解をしておけばよろしいですね。

○奥岩委員長 はい、そのように受け止めていただけたらと思います。
ほか、ございますでしょうか。今城委員。

○今城委員 米子市ですので私も、おおむねフローというものは理解しています。

皆さん、今、御質問いただいたようなことも市議会の中ではやはりいろんな課題はあるなっていうふうにはなっているところでもあります。

ただ、今、現状としては開かれた議会というところで、この今の扱いをしているっていうところですので排除はしないっていうところにはなっていると思うんです。

ただ、私がちょっと気になるというところと変ですけど、実際の受付の日程的なことですよね。スケジュール感的なところを言うと、長い議会があるというところを前提に、開会日の2日前に受付の締め切りを持ってきて、その後、賛同議員の希望があるかどうかっていうことを提出を求めて、希望を求めて。

それから、こういうのがありましたよ、っていうことを皆さんにお知らせが来て。

その後、委員会で担当委員会を決めるっていうことを議運で振り分けをした上で、確認もした上で、担当委員会で審査をするっていうことに、そういう流れになるんですよね。

そりゃあ長い議会なのでできるんですけど、基本うちは1日しかないっていう議会の中で、このスケジュール感をどうするのかっていうのは、ちょっと一回ここでも検討し、もしくは持ち帰りということなのであれば、検討、でも持ち帰っても検討の余地はあまりないと思うんですけど、どうするのかっていうのはちょっと考えないといけないのかなっていうふうに感じるところなんです。

皆さん、御意見いかがでしょうか。

○奥岩委員長 今、今城委員からスケジュールのところで御提案ございましたが、事務局案があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。
瀬尻書記長。

○瀬尻書記長 組合議会は、ほかの市議会と違って日にちがないものでして、たった1日で完結するという流れでございます。ですので、提出期限につきまして米子市議会と同じように開会日の2日前というと、ち

よっと難しいかなというところを考えていまして。

実は議会担当の案といたしましては、開会日のおおむね2週間前までに提出していただいたものを本会議で挙げるというふうに考えております。

米子市と同じ対応とさせていただくのであれば、賛同議員の報告の期限というのを設けないといけないんですけれども、これは、おおむね開会日の2日前まで設定させていただければ事務处理的には何とかなるんじゃないかなというふうに考えております。

それから、あと陳情者が陳述を希望された場合に、委員会で参考人招致を諮る必要があるかと思しますので、当然ながら委員会のほうも本会議の休憩中に開くことになるんですけれども、その委員会の中で審査に入る前に、参考人招致についてお諮りいただければと思います。

米子市のほうに確認したんですけれども、参考人招致を諮る場合には、まず反対が出たことはないというふうに聞いておりまして。この参考人招致の委員会につきましては、陳情者の方にもし陳述したいという希望がありましたら、一応その旨説明いたしまして、当日の委員会で参考人招致を諮って、場合によってはちょっと反対が出てできない場合もあるということを御承知いただくように丁寧な説明をさせていただこうかと思っております。

以上が議会担当からの案でございます。

○奥岩委員長 今城委員よろしいですかね。

○今城委員 はい、承知しました。

○奥岩委員長 そういたしますと今、今城委員さん御提案、御質問ございまして、陳情書の提出期限、それから賛同議員さんの賛同の報告期限、そして参考人招致の委員会と参考人さんへのお伝えする旨について御説明いただきましたが、委員の皆様、今、御説明あったような形でいかがでございでしょうか。森岡委員。

○森岡委員 今の瀬尻書記長のお話ですと、その陳述希望者の方の陳述については当日ではないと分からないわけですね、当然。

そうすると事前に招集っていいですか、何時にここに来てくださいてというようなことを申し伝えなければなりませんよね。

その陳述の時間が例えば委員会の前なのか後なのかによって、その陳述者の待ち時間というのが長くなる可能性があるじゃないですか。

要は、なぜ聞くかという、陳述者の方の仕事の関係だったり、そういったこともあることを想定しておかないと、ずっと待たせて、いつまで待っていいのかとか、そういうこともあることも想定しておかないといけんというふうに思いますので、何かその辺はきちんとした決まり

をつくっておいたほうが、西部広域議会に陳述するということは非常に我々としてもありがたいというふうに私は認識しておりますので、その方々を待たせるようなことがあってはならんというふうに思っておりますので。

その辺を議運で諮るのか、当然陳述については委員会に諮るんですけども、それまでの取り決めはこの辺までやっておいたほうがいいかなというふうに思います。

○奥岩委員長 そうしましたら今、森岡委員さんから御提案がございましたので、今のところ参考人さんが来られるってなった場合に、御懸念のところがなるべくないように御対応いただけたらと思いますが、よろしいでしょうか。瀬尻書記長。

○瀬尻書記長 そうしますと、そのあたりも含めて詳細についてはまたこちらの議会担当のほうで整理いたしまして、次回の議会運営委員会ですね、11月定例会の議会運営員会で案を提示させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○今城委員 委員長。

○奥岩委員長 ごめんなさい。そういたしますと、先ほどまでの分を一旦事務局のほうで取りまとめていただいてという形ですよ。

○瀬尻書記長 はい。

○奥岩委員長 失礼しました。今城委員。

○今城委員 そうするとですね、労を取ってくださってとてもよいと思って、ありがたいんですけども、まさかと思いますが、11月議会のところで2週間前というふうに告知がされていないので、そこまでに出すっていうことになってないので、規則的には。はい。

なので、出る可能性もなきにしもあらずなんですけど、そのときの取り扱い、およそ11月議会のところの前の議運で申し合わせができていない段階でそれが提出されたという場合はどうでしょうかね。

どうでしょうかねっていう言い方はおかしいですね。

○奥岩委員長 今、今城委員が懸念されているのは、もう今日これを話をしているんですけど、これで行こうって話をしながらも、もう明日にでも出た場合どういうふうに取り扱うのかという。

来週話があると思いますが、事務局のほうからは11月にちょうど定例会があるんで、そこでやってはいいんじゃないかというお話だったんですが。

ほかの委員さん方、今、今城委員さんから御心配のお声がありました、いかがでしょうか。瀬尻書記長。

○瀬尻書記長 11月の定例会から受け付けるというお考えということ

ですか。

○奥岩委員長 今城委員。

○今城委員 というか、11月のところで確認をするっていうことですので、11月のところではこのスケジュール感では受け付けないよっていうことはあると思うんですけど、ただし、そこに向かって明日、明後日、もしくは10月の半ばとかっていう形で、ああ、10月の半ばって今か。何かあるっていう形になったりとか、今後のことであるっていうことになったときに、2週間前より前っていう形のところで提出があっても、それはどう扱うのかな。

これまでの扱いなのか、それとも。どのスケジュール感的な扱いをするかをちょっと検討しとかなないと、出ないとは限らないので。

もしかして。一廃のこととかもあるのではね。その辺もちょっとどうでしょうっていう。

だから、要は運用はいつからしましょうかっていう話になると思うんですけど。そこに出たものも全て運用開始するところから、このものを一回議会があってもずーっとその運用が例えば2月からですよ、みたいな形になれば、ずーっと持ち越し持ち越しして、運用が開始されましたっていうところからのその陳情の受けますって形になるのか、その辺の申し合わせだけはしておかないと、と思うんですけど。

○奥岩委員長 ありがとうございます。

そういたしますと条例上は、先ほど冒頭、書記長から御説明がございましたとおりの陳情・請願については受け付けまして、委員会に付託が入るというような形になっておりまして。

ただ、その受付のやり方、事務作業のほうがきちっと細かいところまで決まっていなくて、今回、事務局さんのほうから御確認で御提案いただいております。

先ほどまでの案件につきましては、今、委員の皆様の御賛同と確認が取れておりますので、そこを全部、書記長さんのほうが事務局でまとめられるっていうお話でしたので、本日の委員会で委員の皆様御賛同いただければ、今お話しいただいた内容でまずは事務のほうをスタートしていただきまして。

ただ、お話しただけですので、議事録とか中身の詳しいところは後日、事務局のほうから委員の皆様きちんと文書で提示していただくというような形が綺麗ではないかなと思いますし、今、今城委員さんの御懸念されるように、じゃあ今日、明日、陳情が出てきた場合、どういうふうに取り扱うんだといったところもクリアできるんじゃないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。よろしいですかね。

「はい」と声あり」

○奥岩委員長 ありがとうございます。では、ちょっと事務局さんのほう、少しスケジュールが前倒しになるかと思いますが、本日のところ取りまとめていただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。
そういたしますと、ほか、御質問とか御懸念事項よろしいですかね。

「はい」と声あり」

○奥岩委員長 はい、ありがとうございました。

では、続きまして、(4)鳥取県西部広域行政管理組合議会会議規則及び鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例の改正についてを議題といたしたいと思います。

担当からの説明をお願いいたします。瀬尻書記長。

○瀬尻書記長 そうしますと組合議会の会議規則、委員会条例の改正について御説明させていただきます。

こちらにつきましては、令和5年4月の地方自治法の改正によりまして、地方議会に関する手続きのオンライン化が一部可能となったこと等に伴いまして、会議規則及び委員会条例を改正するものでございます。

組合議会の会議規則と委員会条例は、おおむね米子市議会の会議規則と委員会条例を準用して制定しておりまして、米子市議会のほうでは、会議規則、委員会条例の改正については本年3月定例会に上程、議決を受け、4月1日に施行されているということでございます。

これを受けまして組合議会の改正の必要性について協議していただく必要があると考えております。

まず、説明のほうより先に、組合議会の会議規則と委員会条例の制定の経過について御説明させていただきます。

まず、会議規則についてでございますけれども、以前は、この規則に定めるもののほか必要な事項は米子市議会会議規則の例によるとして、細かい規定をしておりませんでした。このことから、所要の整備の検討が必要ではないかという提案がございまして、議会運営委員会で協議を重ねまして、米子市議会の会議規則を準用しながら、それから組合独自の規定も整備して、令和4年に現在の状態に全部改正を行っているということでございます。

それから委員会条例につきましては、組合議会は、以前は常任委員会と議会運営委員会を設置されておりました。それを受けまして、議会内に議会運営問題検討委員会が設置されまして、協議の上、この検討委員会からの答申により、常任委員会と議会運営委員会を設置するとともに米子市議会の委員会条例を準用し、組合議会の委員会条例を平成21年に全部改正したという経緯がございます。

これを踏まえまして、米子市議会の改正内容について説明させていただきます。資料として４－１の会議規則対照表と４－２の委員会条例対照表でございます。

それぞれの表で、上の行の右から２番目で標準市議会会議規則、それから標準市議会委員会条例を記載しておりますけれども、こちらは全国市議会議長会が定めるものでございまして、各市議会が会議規則を制定する上でのひな形となる規定でありまして、今回の地方自治法の改正より改正されたものでございます。こちらが標準市議会会議規則と委員会条例の改正に合わせまして米子市議会も改正されております、この表の中で黄色く塗りつぶしたところが改正された条項でございます。その条項に該当する組合議会の条文を載せております。

まず、４－１の米子市議会の改正内容です。米子市議会の主な改正は３点ございます。

まず１点目が、手続きのオンライン化に関する改正でございます。

住民から地方議会に対して提出されます請願書を含め、地方自治法上地方議会に関わる手続きで書面により行われることが求められている手続き等について、オンラインで行うことを可能としたものでございます。要はインターネットを使ってメール等で提出や手続きができるというものでございます。

それから２点目で、これが全国市議会議長会の検討事項に関する改正でございまして、常用漢字の変更に伴う字句や、現在の規定では運営上の支障となり得る条文を整理したものでございます。

主なものとしたしましては、１ページに記載の第９条の会議時間でございます。こちらは第２項について、これまで開議時刻前に会議の時間を変更することは議長の権限としておりましたが、ただし書きに、議員からの異議があった場合についての規定がございまして、会議中でない時間に議長が会議時間を変更することについて、規定上から読み取りにくいという課題がございました。よって、整合性が取れるように、会議に宣告することにより、を追加する改正となっております。

それから同じく９条の第３項において、こちらは会議中でない時間は会議への宣告ができないため新設したものでございます。会議中でないときの会議時間の変更を考えられるときとしては、台風の接近等により災害の発生が予測されるため緊急に開議時刻を変更する必要があるときや、審議未了のまま閉会を防ぐため閉会日の休憩中に閉議時間を延長する必要があるときなどが想定されます。

続いては、３点目でございます。これが現在の社会情勢等に照らし、改正が適当と判断された事項でございまして、その中では、携帯品の条

に係るものが整備されました。この資料４－１の７ページ目の、第１１条、携帯品に関する条項でございます。こちらは議場に入る者の服装や携帯品の禁止について規定するものでございます。

近年、障害のある議員が当選される事例が増えてきておりまして、杖等の器具を議場に持ち込むことは不可欠と解されることから、許可から届出制に改正されたものでございます。なお、組合議会のほうでは、１４２条でこの携帯品について規定しておりますけれども、組合議会では杖の規定はございません。障害者及び高齢者等日常的に杖が必要な方への配慮として、杖を削除する改正を令和４年に行っております。

また、組合議会のほうでは、議員控室がありませんでした、別室での携帯品管理が困難であることから、携帯についても規定しないこととされましたので、一応参考までにお伝えしておきます。

その他の条文の改正理由については、右端に全国市議会議長会の解説に記載しているとおりでございますので、こちらは割愛させていただきます。

それから委員会のオンライン開催に関する規定につきましては、今後、米子市議会内で協議をして進められるものとして改正は行っておりません。

続いて、資料４－２の委員会条例の対照表でございます。

こちらは手続きのオンライン化に関する改正として、３ページ目のほうで第２３条の公聴会に関する事項、それから４ページ目で第２７条の代理人または文書等による公述。それから５ページ目のほうで第２９条、委員会の記録に関する事項が改正されております。

改正理由の説明は、こちらでも割愛させていただきます。

なお、委員会のオンライン開催に関する規定につきましては、会議規則と同様、今後、米子市議会内で協議をして進められるものとして改正は行っておりません。

それから資料のほうで、すみません、資料４－１と４－２で「参考」というものをお配りしております。

こちらは、会議規則と委員会条例のそれぞれの比較表でございます、まず、組合議会と米子市議会の会議規則、特に委員会条例のそれぞれ違いのある条文を抜粋しております。

まず、会議規則の比較表なのですが、こちらは第１０７条から第１０９条で、資格決定に関する規定でございます。こちらは、地方自治法第１２７条第１項の規定によります議員の被選挙権の有無、それから法第９２条の２の規定に該当するもの。これはいわゆる議員の地方公共団体に対する請負に関する規定でございます、この規定に該当する

かどうかについての議会の決定に関する規定でございます。こちらは組合議会の会議規則のほうの規定がございません。こちらについては、先ほど説明したとおり令和４年に組合議会の会議規則を改正しておりますけれども、こちらの各条項を検証する際に、後ろに記載のとおり、被選挙権の有無と兼業禁止に抵触するかどうかは構成市町村議会において判断されるという理由から、資格決定に関しては規定されませんでした。

ただし、この法第９２条の２の規定は、普通地方公共団体に対する請負でございますので、すなわち西部広域行政管理組合に対しての請負でありますことから、この状況は規定が必要ではないかという疑義が生じました。

それで法制担当のほうに確認しましたところ、やはり規定は必要であるということを確認させていただきました。

それから委員会条例の比較表、４－２の「参考」のほうでございます。こちらが第５条、第６条、第１２条でございます。これは委員についての表記の違いでございます。

ここは第５条のほうで、組合議会は、常任委員、議会運営委員とありますものが、米子市議会では常任委員会の委員（以下「常任委員」という。）、それから議会運営委員会の委員など詳しい表記となっております。第５条、第６条につきましては、委員選任等についての地方自治法の改正によりまして、平成２５年に改正したものでございます。

それから第１２条につきましては、先ほど説明したとおり平成２１年の議会運営問題検討委員会からの方針により、議会運営委員会と常任委員会を設置するとともに委員会条例を全部改正したものでございます。

それから米子市議会におきましては、委員の表記が以前はこちらに表記しております組合議会と同じ表記であったものを、現行のものに改正したということを法制担当に確認しておりまして、組合議会の委員会条例が米子市議会の委員会条例を準用していることから、こちらの改正は必要であると考えております。

説明は以上でございます。

○奥岩委員長 担当から説明がございました。

簡単に私のほうからも補足させていただきますと、今回の米子市議会会議規則の改正また標準会議規則、委員会条例を基に、今回、組合議会の会議規則と委員会条例も変更でどうでしょうかというようなお話がございましたが、申し訳ございません、米子市議会のほうがオンラインのほうだけがまだ対応ができてございませんので、そちらのほうは今回抜いた形でとなっております。

ほかのところを御確認いただけたらと思いますが、皆様、御意見、御

質問等ございますでしょうか。よろしいですかね。

〔「よろしいです」と声あり〕

○奥岩委員長 では、特にございませんので、今御提案のあったとおり事務を進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、協議事件（５）その他でございますが、委員の皆様からございますでしょうか。よろしいですかね。

〔「はい」と声あり〕

○奥岩委員長 議長、副議長、何かございますでしょうか。

〔「ございません」と声あり〕

~~~~~

## 5 閉 会

**○奥岩委員長** では、別にないようでございますので、以上を持ちまして議会運営委員会を閉会とさせていただきたいと思います。

午後3時44分 閉会

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営臨時委員長

山 路 有

議会運営委員長

奥 岩 浩 基